

平成25年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成26年8月7日から平成26年9月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため該当数値がなく、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも前年度に比べ改善している。また、法令に定める早期健全化基準を大幅に下回っており、今回の指標から見た久留米市の財政はいずれも「健全段階」の範囲にあると認められる。

財政健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実質公債費比率	3.7%	3.9%	△0.2	25 %	
④ 将来負担比率	4.5%	9.1%	△4.6	350 %	

(注：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成25年度の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率はない。
本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成25年度	平成24年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,233,116	1,051,888	181,228
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	54,239	59,779	△ 5,540
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	91,097	54,153	36,944
① 分子 (一般会計等実質収支額合計)	1,378,452	1,165,820	212,632
② 分母 (標準財政規模)	68,413,439	67,158,353	1,255,086
実質赤字比率 (%) (①/②)	▲2.01%	▲1.73%	<黒字増加 0.28ポイント>

(「▲」は、黒字の状態を意味する。)

② 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質収支は黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。
この比率は、企業会計を含む全会計が対象であり、各会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成25年度	平成24年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,233,116	1,051,888	181,228
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	54,239	59,779	△5,540
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	91,097	54,153	36,944
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	17,233	160,080	△142,847
競輪事業特別会計 実質収支額	538,927	587,053	△48,126
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	3,147	3,259	△112
介護保険事業特別会計 実質収支額	321,691	217,741	103,950
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	79,175	109,050	△29,875
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,212,420	2,734,288	478,132
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	11,207	33,706	△22,499
下水道事業特別会計 資金不足・剰余額	310,257	80,023	230,234
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	327	140	187
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	12,477	10,582	1,895
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	22,590	21,959	631
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	12,617	10,800	1,817
① 分子 (各会計実質収支額/資金不足・剰余額合計)	5,920,520	5,134,501	786,019
② 分母 (標準財政規模)	68,413,439	67,158,353	1,255,086
連結実質赤字比率 (%) (①/②)	▲8.65%	▲7.64%	<黒字増加 1.01ポイント>

(「▲」は、黒字の状態を意味する。)

③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率の算定結果は3.7%となり、早期健全化基準の25%と比較すると低い数値である。前年度の3.9%と比べると低下し、本年度も「良好」な方向への動きとなった。しかし、これは、実質公債費比率が3か年の平均であり、実質公債費比率（単年度）の数値の高かった22年度（4.36%）が算定式からはずれ、本年度の当該比率（3.73%）と入れ替わったことによるものである。

過年度との対照については次表のとおりで、これまで実質公債費比率（単年度）は低下していたが、本年度は前年度に比べ約0.3ポイント上昇している。これは、合併特例債の元利償還金が増加したことが主な要因と考えられる。今後、建設中の北部一般廃棄物処理施設や久留米シティプラザ（平成25年度の事業名は「総合都市プラザ」）に係る地方債の借入れによる元利償還金の増加も想定されることから、比率の動きに注意が必要である。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

（単位：千円、%、ポイント）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度差
① 元利償還金等	10,618,894	11,163,875	11,431,480	11,382,104	12,002,744	620,640
② 標準財政規模	63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439	1,255,086
③ 基準財政需要額算入額*	8,176,520	8,669,077	9,035,746	9,394,652	9,811,467	416,815
④ 実質公債費比率(単年度)	4.41	4.36	4.13	3.44	3.73	0.29
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	5.1	4.6	4.3	3.9	3.7	<比率向上 0.2ポイント>

（注：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等－③基準財政需要額算入額*（元利償還金等に係る額。以下同じ）」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額」の値で除して求める。（小数点以下2桁まで表記）また、⑤実質公債費比率(3か年平均)は、過去3年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。）

④ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率の算定結果は4.5%で、前年度の9.1%から半減している。早期健全化基準の350%を下回り、「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて更に良好な方向へ動いた主な要因としては、臨時財政対策債や合併特例債の発行などによって将来負担額が増加したものの、職員数や退職手当支給率の減少に伴う退職手当見込額の減少などにより、その増加幅が圧縮されたこと、また、充当可能財源が、財政調整基金の積み増しなどにより増加したことなどが挙げられる。このことによって、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた額（分子）が減少し、比率が向上したものである。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

（単位：千円、%、ポイント）

項目	平成25年度	平成24年度	対前年度差
① 将来負担額	165,272,210	162,303,323	2,968,887
② 充当可能財源等	162,593,430	157,038,147	5,555,283
③ 標準財政規模	68,413,439	67,158,353	1,255,086
④ 基準財政需要額算入額	9,811,467	9,394,652	416,815
⑤ 将来負担比率	4.5	9.1	<比率向上 4.6ポイント>

（注：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。）

平成25年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成26年8月7日から平成26年9月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	平成25年度 資金不足比率	平成24年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計	—	—	20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
中央卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業特別会計	—	—		
簡易水道事業特別会計	—	—		
地方卸売市場事業特別会計	—	—		
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		

(注： 資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業について、決算書に基づく流動比率（財務の短期流動性を示す。）は、270.8%となり、前年度(292.7%)よりは低下したものの資金不足額は生じていない。

なお、経営健全化に関する審査における資金不足比率を算出するに当たり、実質的な資金不足額を把握するため、企業会計の本来の原則である「1年基準」に基づき、仮に、流動負債に、企業債の次年度（平成26年度）償還予定額を算入して計算すると、水道事業の実質流動比率は186.9%となるが、この場合においても資金不足額は生じないため、資金不足比率及び実質的な資金不足比率とも計上されず、算定上、良好な状態にあると認められる。

また、この比率が適用される法非適用企業である6特別会計については、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、算定上は良好な状態にあると認められる。

（各特別会計の資金不足額(剰余額)又は実質収支額については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。）